

平成22年1月20日
三井生命保険株式会社

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 山本 幸央）では、当社の取引先である株式会社日本航空が、平成22年1月19日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行ったことに伴い、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

なお、当該債権については、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度（第63期）及び連結会計年度において必要な処理を行います。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社 日本航空 |
| (2) 住 所 | 東京都品川区東品川二丁目4番11号 |
| (3) 代表者の氏名 | 代表取締役社長 西松 遙 |
| (4) 資 本 金 | 2,510億円 |

2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸 付 金 80億円

以上